

社会福祉法人てつなぎ 定款

第1章 総則

第1条（目的）

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1） 第二種社会福祉事業

- ・ 障害福祉サービス事業の経営
- ・ 相談支援事業の経営
- ・ 弟子屈町障害者等地域活動支援センターの経営

第2条（名称）

この法人は、社会福祉法人てつなぎという。

第3条（経営の原則）

この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

第4条（事業所の所在地）

この法人の事務所を北海道川上郡弟子屈町中央1丁目2番15号に置く。

第2章 評議員

第5条（評議員の定数）

この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

第6条（評議員の選任及び解任）

この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

第7条（評議員の任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第8条（評議員の報酬等）

評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規定により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

第9条（構成）

評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

第10条（権限）

評議員会は、次の事項について決定する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第11条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第12条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第13条（決議）

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定員の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

第14条（議長）

評議委員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

第15条（議事録）

評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

第 16 条（役員の定数）

この法人には、次の役員を置く。

（１） 理事 6 名以上 10 名以内

（２） 監事 2 名

2 理事会の決議を持って理事の中から理事長 1 名を選任し、必要に応じて専務理事、常務理事を若干名置くことができる。

3 理事長はこの法人を代表する。

4 理事長以外の理事のうち、1 名以上 3 名以内を業務執行理事とする。

第 17 条（役員の選任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事長以外の理事のうち、1 名以上 3 名以内を業務執行理事とする。

第 18 条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第 19 条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第 20 条（役員の任期）

理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 21 条（役員の解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第22条（役員の報酬等）

理事及び監事の報酬、賞与其他職務執行の対価として、法人から受ける財産上の利益は評議員会の決議を持って各別に定める。

第23条（職員）

この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長等の役付職員（以下「役付職員」という）は、理事長において選任及び解任する。

3 役付職員等以外の職員は理事長または専務理事及び常務理事が任命する。

第5章 理事会

第24条（構成）

理事会は、全ての理事をもって構成する。

第25条（権限）

理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長の選定及び解職

第26条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第27条（議長）

理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

第28条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

第29条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

第30条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、収益用事業財産の3種類とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北海道川上郡弟子屈町泉2丁目33番19所在の木造平屋建てつなぎ工房建物1棟
(250.87平方メートル)
- (2) 北海道川上郡弟子屈町泉2丁目33番18所在のつなぎ工房敷地(688.31平方メートル)
- (3) 北海道川上郡弟子屈町桜丘477番6所在の木造2階建てつなぎ荘建物1棟(1階154.86平方メートル・2階73.90平方メートル)
- (4) 北海道川上郡弟子屈町湯の島3丁目1番13所在の木造平屋建てたこ八建物1棟
(44.71平方メートル)
- (5) 北海道川上郡弟子屈町湯の島3丁目1番13所在のたこ八敷地(356.92平方メートル)
- (6) 北海道川上郡弟子屈町朝日3丁目2番20所在の雑種地(631平方メートル)
- (7) 北海道川上郡弟子屈町泉3丁目28番25所在の木造2階建てつなぎ抱夢建物1棟
(1階95.90平方メートル・2階95.90平方メートル)
- (8) 北海道川上郡弟子屈町湯の島2丁目120番65、120番91、120番114、120番115、120番204、120番205所在のぬくもり弁当敷地(96.9平方メートル)
- (9) 北海道川上郡弟子屈町湯の島2丁目120番地65、120番地91、120番地114、120番地115、120番204、120番205所在の木造2階建てぬくもり弁当建物1棟(1階56.29平方メートル・2階57.30平方メートル)
- (10) 北海道川上郡弟子屈町湯の島2丁目120番116所在のぬくもり弁当敷地(57.18平方メートル)
- (11) 北海道川上郡弟子屈町中央1丁目104番地、101番地所在の木造平屋建ましゅうサポートセンター建物1棟(179.87平方メートル)
- (12) 北海道川上郡弟子屈町中央1丁目109番地所在の木造平屋建ほんわかホーム建物1棟(178.86平方メートル)

3 その他財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

第31条（基本財産の処分）

基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して、基本財産を担保に供する場合（協調融資にかかる担保に限る。）

第32条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

第33条（特別会計）

この法人は特別会計を設けることができる。

第34条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第35条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

第36条（会計年度）

この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第37条（会計処理の基準）

この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

第38条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 福利厚生を目的とする事業

第39条（種別）

この法人は社会福祉法第26条の規定により、次の業務を行う。

職員住宅の貸与

2 前項の事業の運営に関する事項については理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。

第40条（収益の処分）

前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第8章 解散

第41条（解散）

この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

第42条（残余財産の帰属）

解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

第43条（定款の変更）

この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

第44条（公告の方法）

この法人の公告は、社会福祉法人てつなぎの掲示板に掲示するとともに、北海道新聞、弟子屈町広報紙、または当法人ホームページに掲載して行う。

第45条（施行細則）

この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

この定款は令和 5 年 3 月 23 日からこれを施行する。

平成15年 6月11日	定款変更 施行	平成16年 1月28日	定款変更 施行
平成17年 2月18日	定款変更 施行	平成18年 9月 7日	定款変更 施行
平成19年 1月15日	定款変更 施行	平成19年 3月 9日	定款変更 施行
平成19年 6月20日	定款変更 施行	平成20年11月 4日	定款変更 施行
平成21年 1月26日	定款変更 施行	平成21年 3月 9日	定款変更 施行
平成21年 7月15日	定款変更 施行	平成23年 3月30日	定款変更 施行
平成23年12月21日	定款変更 施行	平成24年 4月25日	定款変更 施行
平成24年 9月 5日	定款変更 施行	平成24年10月19日	定款変更 施行
平成26年 3月19日	定款変更 施行	平成28年 6月14日	定款変更 施行
平成29年 4月 1日	定款変更 施行	平成29年 6月26日	定款変更 施行
令和 5 年 3 月 23 日	定款変更 施行		